『伊藤塾 合格セレクション

司法試験·予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法』(第2版第1刷:2023年1月20日 発行)

ISBN: 978-4-535-52707-2

【お詫びと訂正】

(2023年5月15日)

『伊藤塾 合格セレクション 司法試験・予備試験 短答式過去問題集 民事訴訟法[第2版]』に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■86頁 予 H25-37-1 の右欄

誤「2 3 」→正「2 1 ii」

■87頁 2**①** ii

誤「現在の法律上の地位を直接除去できない過去・将来の法律関係に対しては確認の利益が 認められないが、|

→正「現在の法律上の地位を直接除去できない過去・将来の法律関係に対しては確認の利益が認められないが(最判昭 41.4.12)予 25-37-1、」

■87 頁 2 3

誤「給付の訴えを提起し得る場合、原則として給付請求権事態の確認の利益はみとめられないが(最判昭 41.4.12) 予 25-37-1、|

→正「給付請求権について確認判決を得ても、相手方が任意に履行しなければ、更に給付の訴えによることが必要となるから、請求権存在確認の訴えは、原則として有効適切な手段とはいえないが、」

■159 頁 CORE TRAINING 上から 4 問目(H20-64-エ)右欄 誤「× | →正「○ |

■159頁 CORE PLUS 1 ※ 2

誤「疎明は民事訴訟法の定める証拠調べ手続に従わなくてよい。H20-64-エ」 →正「疎明も、民事訴訟法の定める証拠調べの手続に従わなければならない。H20-64-エ」

■216 頁 CORE TRAINING 下から 2 問目(H20-69-4)右欄 誤「……Z にも及ぶ(115 I ③)」→正「……Z にも及ぶ(115 I ②)」